

令和8年8月17日(月) 18:00～
三田市役所本庁舎3階302A会議室

第1回三田市協働のまちづくり推進委員会 次第

- 1 開会
- 2 協議・報告事項
 - ・協働事業提案制度の検討事項について
- 3 その他

【資料】

- ・委員名簿
- ・配席表
- ・資料1 協働事業提案制度の検討事項について

協働のまちづくり推進委員会 委員名簿

第5期委員：令和7年12月22日～令和9年12月21日

(敬称略)

	区 分 【互選による補職】	氏 名	所 属	所属における役職	出欠
1	学識経験者 【委員長】	清水 陽子	関西学院大学建築学部	副学部長	
2	学識経験者 【副委員長】	澤田 雅浩	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科	准教授	
3	学識経験者	藤本 敬子	藤本税理士事務所		
4	公益活動団体	益田 紗希子	特定非営利活動法人 ミラクルウィッシュ	代表理事	リモート
5	地域活動団体	大東 真弓	三田地区多世代交流広場 三田じばやん倶楽部	副代表	
6	市民委員	岡田 一夫			
7	市民委員	松田 隆夫			

協働事業提案制度の検討事項について

(1) 活動が続けられなくなる団体の申請について

【現状】

代表の「やってみたい」という気持ちで申請した結果、メンバーが集められず、個人で活動することになり、事業が継続できない団体がある。またメンバーや協働先との調整がうまくできず、事業実施期間の途中で事業を中止せざるを得ない団体もある。

【対応案①】

事前相談期間を設ける

募集開始前に事前相談期間を設けることにより、団体が提案する事業が協働事業提案制度の趣旨に合ったものか、申請の要件を満たしているかを事前に確認することができる。また、協働先との調整も事前に行うことができる。

【検討事項】

➤ 相談期間について

案：11月1日～2月1週目までを事前相談期間とする。

事前相談期間を2月の募集期間と被せることで、事前相談期間があることを知らない団体が申請に来た場合でも受付することができる。

➤ 事前相談を申請の必須条件とすることについて

案：初めて協働事業提案制度に申請する団体は事前相談を必須とする。

初めて協働事業提案制度に申請する団体に関しては、市民活動推進プラザへの事前相談を必須にし、事前相談を行っていない場合は申請不可とする。

【課題点】

事前相談期間についてどのように団体へ広報するか。

【対応案②】

中間報告の機会を設ける

各団体が市民活動推進プラザへ事業の進捗状況や課題などを報告する。市民活動推進プラザは各団体の状況を把握し、必要な支援を行う。また全団体の中間報告が完了した後に、採択団体交流会を行い、団体同士の交流・協働の機会をつくる。

【検討事項】

➤ 報告時期について

案：採択団体は中間報告を必須とし、報告は10月～12月の間で行う。

10月～12月は団体においてもイベント等で多忙な時期ではあるが、事業が実施できていない団体や課題を抱えている団体については、市民活動推進プラザへ相談することで事業実施に向けて計画を修正できる時期である。また事業を実施している団体についても補助金の使途の確認、収支の見直しの機会になる。

(2) 看板（団体名）を付け替えた団体の申請の取扱いについて

【現状】

団体の構成員は同じだが、団体名を替えて申請される事例が以前からあった。現行では、同一団体からの申請でも事業内容が異なれば申請可能としているが、団体の構成員等の情報が把握しにくい状態である。今年度においては、プレゼンテーションを別団体の人が行うなど、審査時に混乱が生じた。また団体の中には補助金の大部分をデザイン費（印刷製本費等）に充当しており、金額の算定根拠がわかりにくい。

【対応案①】

申請時に団体の規約や構成員名簿を提出してもらう

団体の名簿を提出してもらうことにより、その団体の構成員を明確に把握することができる。規約を作成することは団体が活動を継続していくのに必要な取組であり、団体として活動するための第一歩となる。また規約を確認することで、団体の目的や運営方針が把握でき、団体への理解が深まる。そのため、事前相談時に規約を作成していない団体も市民活動推進プラザで規約の雛形を提供するなどのサポートを行い、規約を作成、提出してもらう。

【対応案②】

審査会でのプレゼンテーションは自団体の構成員で行うように制限する

今年度の審査会ではプレゼンを別団体の人が行うなど混乱を招いた。そのため、事前にプレゼンを行う人を所定の用紙に記入してもらい（提出された構成員名簿で確認）、当日は事前に報告を受けた人がプレゼンを行うように制限する。プレゼンテーションを行う際に人手が足りない場合は、事務局でサポートする。

【対応案③】

補助金の充当割合を示す

備品購入費については補助金の1/2以内の金額しか充当できないように、デザイン費（印刷製本費）も補助金を充当できる割合を定める。

【検討事項】

➤ デザイン費（印刷製本費）への充当について

案：備品購入費と同様に1/2以内の充当割合とする。

備品の補助率とあわせて、デザイン費（印刷製本費）についても1/2以内であれば充当できるなど制限する必要があるか。

(3) 補助終了後の団体の支援について

【現状】

協働事業提案制度の補助期間終了後の支援が十分でなく、協働事業提案制度に採択された実績を活かしにくい状態であり、また市の所管課とつながりにくい状態である。

【対応案①】

協働先と顔合わせの機会を設ける

補助終了後も協働先と継続的な連携ができるよう、事前相談の段階で市民活動推進プラザで申請団体と協働先との顔合わせの機会をつくる。団体が市と協働したい場合は、地域づくり推進課が団体と所管課をつなぐ役割を担う。また、申請書に担当者名を記載することで、申請時に協働先と調整できていない状態を防ぐ。

【対応案②】

認定制度を設ける

認定された団体については市 HP に掲載するなど、誰もが団体の活動内容を確認できる仕組みとし、協働事業提案制度の補助終了後も団体の支援を行う。また認定された団体は報告会(交流会)へ自由に参加することができ、事務局は必要に応じて認定団体へ報告会や交流会への参加を依頼する。

【検討事項】

➤ 認定の基準について

案：ステップアップ支援コース(2年目)まで活動した団体を認定する。

スタート支援コース、もしくはステップアップ支援コース(1年目)から採択され、ステップアップ支援コース(2年目)まで活動を続けた団体を認定団体とする。

➤ 認定期間の更新について

案：認定期間は1年間とし、毎年事業報告書等の書類を提出してもらい、活動の継続が確認できた場合は認定期間を更新する。

認定を継続して問題ない団体かを明らかにする必要がある。そのため、毎年、事業報告書等の書類の提出があった場合に認定期間を更新する。

【課題点】

年に1回の事業報告書等の提出は団体の負担になる可能性がある。認定期間を2年間、もしくは3年間とし、報告書等の書類提出も2~3年に1回する方がよいか。

➤ 認定マークの作成について

案：認定マークを作成し、認定団体は使用可能とする。

協働事業提案制度の認定マークを作成し、認定団体は使用可能とすることで、認定団体を見える化することができ、団体が活動しやすい環境をつくる。